⑵　納税の猶予及び納付方法

租税等の請求権については、別表８－１記載のとおり、権利変更後の金額を合計３回にわたり分割納付する。納付方法は、平成23年３月末日を第１回目の納付日とし、以後、毎年３月末日を定期納付日として、平成25年３月末日まで、それぞれ納税の猶予を受け、その猶予期間の終日までにそれぞれ納付する。但し、均等額にすると１円未満の端数が生じる場合には、２回目までの納付額は１円未満の端数を切り上げ、最終納付日に残額を支払う形で調整する。

なお、⑴①の同意が得られないときは、当該同意を得られない額を加えた額を、上記の定めに従い分割弁済する。

第２　労働債権

１　確定債権（退職金）　２名
合計　717万2953円
別表８－２

２　権利の変更及び弁済方法

労働債権は、確定債権の全額を、平成23年３月末日限り、一括して弁済する。

３　更生計画認可決定前に退職した従業員にかかる退職金請求権の取扱い

平成22年４月１日以降更生計画認可決定日までの間に、自己都合により退職した者が会社更生法第140条２項に基づいて有効に届出した退職金債権については、確定した債権額に限り、平成23年３月末日限り、その全額を一括して弁済する。

第３節　一般更生債権の権利の変更と弁済方法

第１　確定債権　45名
合計29億2366万5330円及び額未定
別表９

第２　権利の変更及び弁済方法

１　更生手続開始決定日以降の利息・遅延損害金については、認可決定日に全額免除を受ける。

２　上記１の免除後の確定債権額が10万円以下の債権者に対しては、平成23年３月末日にその全額を弁済するものとする。

３　上記１の免除後の確定債権額が10万円を超える債権者に対しては、そのうち、

①　10万円以下の部分については、平成23年３月末日に一括弁済する。

②　10万円を超える部分については、当該部分の２％相当額（以下、「２％部分」という。）を弁済し、その余については免除を受ける。弁済方法は、平成23年３月末日を第１回とし、以後、毎年３月末日を定期弁済日として、平成32年３月末日まで、合計10回にわたり均等額を分割弁済する。但し、均等額にすると１円未満の端数が生じる場合には、９回目までの弁済額は１円未満の端数を切り上げ、10回目に残額を支払う形で調整する。

③　上記②の定めにかかわらず、２％部分のうち２回目以降に受けるべき分割弁済金の合計額（以下、「分割弁済金残額」という。）が１万円以下の債権の債権者に対しては、上記１回目の分割弁済の後、平成24年３月末日に分割弁済金残額の全額を一括弁済し、その余については免除を受ける。また、分割弁済金残額が１万円を超える債権の債権者が、平成24年２月末日までに、分割弁済金残額の１万円を超える額を放棄することを条件に１万円の弁済を受けることを管財人に申し出た場合は、その債権者に対し、平成24年３月末日に１万円を弁済し、その余についてはその弁済時において免除を受ける。

第４節　弁済・納付に関するその他の事項

第１　弁済の場所等

１　本更生計画による弁済は、弁済時における更生会社の本店において行う。但し、更生担保権者又は更生債権者が預金口座を指定し、当該口座への振込みを求めた場合には、更生会社が振込手数料を負担し、債権者の指定する口座に振り込む方法により弁済する。

２　弁済日が、銀行休業日である場合は、翌営業日に弁済する。

第２　放棄又は取下げ債権の取扱い

更生計画認可決定確定日までに、確定した更生担保権又は更生債権の一部の放棄・取下げがあったときは、放棄又は取下後の債権額に基づいて本章の定めを適用し、その結果、算出した金額を弁済額とする。

第３　譲渡債権等の取扱い

更生手続開始決定日以後、更生担保権又は更生債権が確定する時までに、その一部につき譲渡又は移転がなされた場合においては、権利の変更及び弁済方法の定めは、譲渡又は移転後の各債権者の債権額を基準として適用する。更生担保権又は更生債権が確定した後に、その譲渡又は移転がなされた場合においては、権利の変更及び弁済方法の定めは、譲渡又は移転前の債権額を基準として適用する。なお、一部譲渡又は一部移転の場合は、債務の免除は新旧権利者双方がその債権額にて按分して負担する。また、一部譲渡又は一部移転後、新権利者の担保権が消滅した場合には、新権利者は、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、根抵当権一部移転登記の抹消登記手続に必要な一切の書類を管財人に交付する。

第４　端数処理・弁済充当の順序

１　本章の定めによる更生担保権者又は更生債権者への弁済額の算出にあたっては、１円未満の端数は切り上げる。

２　弁済する更生担保権又は更生債権の中に利息、遅延損害金を含む場合の弁済の充当順序は、別に定めのない限り、遅延損害金、利息、元本の順とし、また、別に定めのない限り、いずれの場合も、同じ性質の債権については発生の古いものから順次充当する。

第５　免除の効力発生日

更生債権に対する免除の効力は、特段の定めがない限り、更生計画認可決定の日において生ずるものとする。

第６　繰上弁済

１　上記第１節ないし第３節にかかわらず、管財人は、更生担保権者、優先的更生債権者又は一般更生債権者の全部又は一部の者につき、その同意を得たときは、当該同意をした債権者に対して、当該債権者の各分割弁済額の残額について、各弁済期日から一括弁済日まで年３％の割合の単利計算による中間利息を控除した額（１円未満切り上げ）を、弁済期を繰り上げて一括弁済することができる。ただし、裁判所の許可を条件とする。この場合、裁判所の許可を得た日から３ヶ月以内に一括弁済日を定める。

２　上記による一括弁済がなされたときは、一括弁済を受けた更生担保権、優先的更生債権又は一般更生債権の前記第１節ないし第３節による分割弁済額の合計額から、既弁済額及び一括弁済額を控除した残額につき免除を受ける。この場合の債務免除の効力は、上記の一括弁済時において生ずるものとする。

第４章　担保権等に関する措置

第１節　存続する担保権

第１　存続する担保権

１　不動産にかかる更生担保権

⑴　担保権の存続

別表10－１－１「存続する担保権一覧表（継続使用を予定する不動産）」及び別表10－２－１「存続する担保権一覧表（処分を予定する不動産）」記載の抵当権及び根抵当権は、更生計画認可決定後も、同表の「新しい債権額」欄記載の額の限度で、従前の順位により存続する。

⑵　根抵当権の元本確定

ア　別表10－１－１「存続する担保権一覧表（継続使用を予定する不動産）」及び別表10－２－１「存続する担保権一覧表（処分を予定する不動産）」記載の根抵当権について、その担保すべき元本は、更生計画認可決定によって、同表の「新しい債権額」欄記載の額に確定する。